

社会福祉法人の理事者確認書に関する Q & A

平成 29 年 7 月 18 日

日本公認会計士協会

はじめに

本研究報告は、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年厚生労働省令第 79 号 改正平成 28 年 11 月 11 日）を採用している社会福祉法人の計算関係書類監査等において理事者から入手する理事者確認書に関する特有の留意事項について、Q & A として示すとともに、監査基準委員会報告書 580「経営者確認書」（以下「監査基準委員会報告書 580」という。）を基にした「理事者確認書」の具体的な記載例を示したものである。

Q 1 この研究報告と監査基準委員会報告書 580 は、どのような関係にありますか。

A 1 :

社会福祉法人の監査においても、理事者確認書の取扱いは監査基準委員会報告書 580 によるが、社会福祉法人と企業との相違から、取扱いが異なる項目や留意すべき事項を、本研究報告において明らかにすることとしたものである。

なお、監査基準委員会報告書 580 を社会福祉法人の監査の実務に具体的に適用するに当たって、該当のない事項については当然に適用にならないことのほか、用語について必要に応じて読み替えることなどに留意しなければならない。

Q 2 企業会計の基準と社会福祉法人会計の基準は異なりますが、監査基準委員会報告書 580 を社会福祉法人の監査に適用するに当たってどのようなことに留意したらよいですか。

A 2 :

1. 企業会計の基準と社会福祉法人会計の基準では、作成が求められる計算関係書類が異なるほか、連結会計制度の有無、拠点区分・サービス区分の設定の要請の有無など、幾つかの点で相違がある。

これらの会計基準間の相違に対応して、理事者に確認する事項は、企業の経営者に確認する事項と異なることになる。なお、具体的な記載例については、Q 4 に示している。

2. また、社会福祉法人には当てはまらない事項として、読替えが必要な用語の例及び読替え後の用語は、それぞれ次のとおりである。

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ① 財務諸表 → 計算関係書類 | ② 経営者 → 理事者 |
| ③ 企業会計の基準 → 社会福祉法人会計の基準 | ④ 企業 → 社会福祉法人 |
| ⑤ 代表取締役 → 理事長 | ⑥ 取締役 → 理事 |

⑦ 規制当局 → 所管官庁等

⑧ 株主総会及び取締役会の議事録 →
評議員会及び理事会の議事録

⑨ 継続企業の前提 → 継続事業の前提

⑩ 経営計画 → 事業計画

⑪ 従業員 → 職員

Q 3 監査基準委員会報告書 580 で示されている確認事項について、社会福祉法人の場合、相違がありますか。

A 3 :

監査基準委員会報告書 580 第 12 項では、監査人は、「監査基準委員会報告書で要求されている確認事項に加えて、財務諸表又は財務諸表における特定のアサーションに関連する他の監査証拠を裏付けるため、その他の事項について経営者確認書を入手する必要があると判断した場合、当該確認事項についての経営者確認書を提出するように要請しなければならない。」とされており、同報告書の《付録 2 経営者確認書の記載例》では、確認事項についての記載例が示されており、要求事項に基づく記載例やその他の追加項目の確認事項については、Q 2 で示した読替えを行う必要がある。

また、監査基準委員会報告書 580 の《付録 2 経営者確認書の記載例》の「4. その他追加項目の確認事項（財務諸表監査全般に共通する事項）の記載例」において、追加の確認事項について記載例が示されているが、株主の不存在により確認事項とならない「株主名簿における名義貸し等に関し、関連当事者の存在に影響を及ぼす可能性がある場合」等、該当のない事項を除き、監査人が確認を求める必要があると判断する場合には、社会福祉法人においても確認事項として考える必要がある。

さらに、Q 2 で示したように、企業会計の基準と社会福祉法人会計の基準では、作成が求められる計算関係書類が異なることなどから、監査基準委員会報告書 580 に示されている記載例以外にも、非営利法人委員会実務指針第 40 号「社会福祉法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」（平成 29 年 4 月 27 日）において監査上の留意事項として説明されている以下の事項について、追加的に確認することが望ましい。

○拠点区分の財務情報に関する理事者の見解

社会福祉法人は、計算書類の作成に関して、拠点区分を設けなければならないとされる（社会福祉法人会計基準第 10 条第 1 項）が、具体的な区分については、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定する（「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」（「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取り扱いについて」

（平成 28 年 3 月 31 日（最終改正平成 28 年 11 月 11 日）雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老発 0331 第 45 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別紙） 2）こととなっている。そのため、拠点区分の設定は社会福祉法人の計算書類の作成責任者、すなわち理事者の判断によることとなる。

また、社会福祉法人が作成する計算関係書類のうち、会計監査人が会計監査報告の中で監査意見の対象とする書類は、法人単位の計算書類及びそれらに対応する附属明細書の項目並びに法人

全体についての注記に限られるが、それらの財務情報は、拠点区分の財務情報を基礎として作成されることになる。

こうしたことから、拠点区分の設定が適切であるかどうかは重要事項であるが、監査上は所与のものとして取り扱われるものであることから、理事者へ確認することが望ましい。

Q 4 社会福祉法人に対する監査意見の表明に当たって入手する理事者確認書の具体的な記載例を示してください。

A 4 : 次のような記載例が考えられる。

○社会福祉法に基づく監査の理事者確認書の記載例

平成××年×月×日

〇〇公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇殿（注1）

社会福祉法人〇〇〇〇

理 事 長 （署名）

（又は記名押印）

財務担当理事 （署名）

（又は記名押印）

本確認書は、当社会福祉法人の平成×年4月1日から平成×年3月31日までの平成××会計年度の社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ(1)に規定する法人単位資金収支計算書及び同号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書並びにそれらに対応する附属明細書（社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。）の項目並びに社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記（以下「計算関係書類」という。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、並びに平成×年3月31日現在の平成××会計年度の財産目録（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表対応項目に限る。以下同じ。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、すべての重要な点において法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて貴殿が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。（注2）

記

計算関係書類及び財産目録

1. 私たちは、平成×年×月×日付けの（平成××会計年度に係る）監査契約書に記載されたとおり、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成する責任を果たしました。計算関係書類は、我が国において一般に公正妥当と認

められる社会福祉法人会計の基準に準拠して当社会福祉法人の当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を適正に表示しております。

2. 私たちは、平成×年×月×日付けの（平成××会計年度に係る）監査契約書に記載されたとおり、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成する責任を果たしました。
3. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類及び財産目録を作成するために、理事者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は理事者にあることを承知しております。
4. 時価による測定を含め、会計上の見積りを行うに際して使用した重要な仮定は、合理的であると判断しております。
5. 関連当事者との関係及び取引は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して適切に処理し、かつ注記しております。（注3）
6. 決算日後本確認書の日付までに発生した計算関係書類及び財産目録に重要な影響を及ぼす事象は、全て計上又は注記されております。（注3）
7. 計算関係書類及び財産目録を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等は全て、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して適切に処理又は注記されております。（注3、注4）
8. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても計算関係書類及び財産目録全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。（注3）
9. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（監査基準委員会報告書580のA9項及び付録2の「4. その他追加項目の確認事項（財務諸表監査全般に共通する事項）の記載例」並びにその他追加項目の確認事項参照）

提供する情報

10. 貴殿に以下を提供いたしました。

- (1) 記録、文書及びその他の事項等、計算関係書類及び財産目録の作成に関連すると認識している全ての情報を入手する機会
- (2) 本日までに開催された理事会及び評議員会の議事録並びに重要な稟議書
- (3) 貴殿から要請のあった監査のための追加的な情報
- (4) 監査証拠を入手するために必要であると貴殿が判断した、当社会福祉法人の役員及び職員への制限のない質問や面談の機会
- (5) 拠点情報や事業情報等計算関係書類への積上げに必要な情報

11. 全ての取引は会計記録に適切に処理され、計算関係書類及び財産目録に反映されております。
12. 不正による計算関係書類及び財産目録の重要な虚偽表示の可能性に対する理事者の評価を貴殿に示しております。
13. 当社会福祉法人に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項について、以下の全ての情報を貴殿に提供いたしました。
- 理事者による不正又は不正の疑い
 - 内部統制において重要な役割を担っている職員による不正又は不正の疑い
 - 上記以外の者による計算関係書類及び財産目録に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い
14. 当社会福祉法人の職員、元職員、所轄庁又はその他の者から入手した計算関係書類及び財産目録に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する全ての情報を貴殿に提供いたしました。
15. 計算関係書類及び財産目録を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識している全ての事実を貴殿に提供いたしました。
16. 計算関係書類及び財産目録を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等（注4）又はそれらの可能性に関して認識している全ての事実を貴殿に提供いたしました。
17. 関連当事者の名称、並びに認識された全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を貴殿に提示いたしました。
18. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（監査基準委員会報告書 580 の A10 項及び付録 2 の「4. その他追加項目の確認事項（財務諸表監査全般に共通する事項）の記載例」並びにその他追加項目の確認事項参照）
19.
- 以 上

○その他追加項目の確認事項

継続事業の前提に係る事項（注5）

（継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき）

- ・ 継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断しております。
- ・ 継続事業の前提に基づいて計算関係書類を作成することが適切であると判断しております。

- ・ 継続事業の前提に関する事項は全て計算関係書類に注記しております。
- ・ 計算関係書類に注記した継続事業の前提に関する事項を除き、継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる事象又は状況はないと判断しております。
- ・ 貴殿に提示いたしました対応策は実行可能であり、継続事業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消（又は改善）するよう努力しております。

（継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するが、継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められないとき）

- ・ 継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するが、貴殿に提示した対応策により、継続事業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

会計方針に係る事項

（会計方針の変更がない場合）

- ・ 計算関係書類は、前会計年度と同一の会計方針に基づき作成しており、重要な会計方針は計算関係書類に適切に注記しております。

（会計方針の変更がある場合）

- ・ 計算関係書類は、下記の事項を除き、前会計年度と同一の会計方針に基づき作成しており、重要な会計方針は計算関係書類に適切に注記しております。
- ・ 当会計年度に行った〇〇に関する会計方針の変更は、〔変更の理由を記載〕であることから、当法人の状況に即して適切であると判断しております。

全般的事項

- ・ 計算関係書類及び財産目録の資産又は負債の計上額や表示に重要な影響を及ぼす事業計画や意思はありません。
- ・ 契約不履行の場合に計算関係書類及び財産目録に重要な影響を及ぼす契約書条項は、全て遵守しております。

拠点区分の設定及び共通経費の按分

- ・ 計算関係書類作成の基礎となる拠点区分の設定及び共通経費の按分は、当法人が実施する事業の会計管理の実態を勘案した上で、適正に行われています。

その他

（資産の所有権）

- ・ 計算関係書類に注記しているものを除き、所有権に制約がある重要な資産はありません。

（所轄庁との関係）

- ・ 所轄庁からの通告・指導等で計算関係書類及び財産目録に重要な影響を与える事項はありません。

（基本金及び国庫補助金等特別積立金の取崩し）

- ・ 基本金の取崩しについては、計算関係書類に適切に計上及び注記しております。
- ・ 国庫補助金等特別積立金の取崩しについては、計算関係書類に適切に計上及び注記しております。

(債務及び偶発債務の網羅性)

- ・ 計算関係書類及び財産目録に関連すると認識している全ての債務又は偶発債務は、保証に係るものも含め、文書によるものも口頭によるものも貴殿に提示しており、また、計算関係書類及び財産目録に適切に計上又は注記されております。(注6)

以 上

(注1) ① 監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明であるときには、以下とし、確認書本文中の「貴殿」を「貴監査法人」とする。

〇〇監査法人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 殿

② 監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明でないときには、以下とし、確認書本文中の「貴殿」を「貴監査法人」とする。

〇〇監査法人

業 務 執 行 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 殿

③ 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とし、確認書本文中の「貴殿」を「貴監査法人」とする。

〇〇有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 殿

(注2) 監査基準委員会報告書 580 の A4 項から A6 項に該当する場合には、以下のいずれかの文言の修正を考慮する。

- ・ 私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。
- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、下記のとおりであることを確認します。
- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。

(注3) 該当する事項がない場合には、その旨を記載する等適宜修正する。

(注4) 訴訟事件等とは、訴訟、賠償請求、更生、査定及び賦課並びにこれらに準ずる事象をいう。

(注5) 継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような重要な事象又は状況が存在する場合には、状況に応じて記載する。

(注6) 債務又は偶発債務の網羅性を特に確認したい場合には、「計算関係書類及び財産目録の作

成に関連すると認識している全ての債務又は偶発債務」を「全ての債務又は偶発債務」とする。

以 上